

医療保険における訪問看護医療 DX 情報活用加算について

セレスト訪問看護ステーションでは以下の通り、DX 推進体制を整備している施設基準を満たした事業所となっております。

①厚生労働省が示す、「訪問看護療養費及び公費負担医療に関する命令」に規定する訪問看護療養費のオンライン請求を実施しております。

②マイナンバーを用いたオンライン資格確認を行う体制を整えております。

③医療 DX 推進体制に関する事項および質の高い訪問看護実施のための十分な情報を取得・活用して訪問看護をおこなうことについて、訪問看護ステーションの見やすい場所にも掲示しております。また、上記2の体制に関する事項についても同様であり、Web サイト上でも掲示しております。

※国が定めた診療報酬算定要件に従い、以下の通り訪問看護費を算定させていただきます。

・ 訪問看護医療 DX 情報活用加算・・・50 円（月1回）